

令和6年度第25回近畿地方整備幹部と建専連・近畿建専連幹部等との
意見交換会

日時：令和6年7月10日（水）15：00～16：30

場所：シティプラザ大阪 4階「海の間」

【共通テーマ1】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【関西鉄筋工業協同組合 要望】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されております。このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づ

き、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性のあるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるように堅固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していきますので、よろしく願いいたします。

【近畿地方整備局建政部 回答】

3問あったのかなと思っておりますけれども、1つ目の労務費の基準が民間工事でも担保されるようにチェック体制を強固にというお話ですけれども、先ほどから何度もこの労務費の基準と出てきておりますけれども、非常に重要なポイントだと思っております。お話しいただいたとおり、今回の改正によって労務費の基準が作成・勧告されることとなりまして、先ほど私、物差しという言い方をしましたけれども、この判断基準ができるということが大変大きな意義を持つと思っております。

内容自体はこれから中建審のワーキンググループで議論されていくこととなりますけれども、この判断基準、物差しがあることによって、それに違反すれば勧告・公表の対象になるというリスクも明確になりますので、これは契約段階で民間工事も含めて受注者側が根拠をしっかりとって交渉していただくこと、まずそういう効果があることを期待しています。

その上で、労務費の基準が示されることによりまして、私どもが行っております建設業法上に基づく立入検査、あるいはこれから行う建設Gメンによる実地調査などにつきましてもしっかりとその判断の根拠を持って臨むことができますので、御指摘のとおりこのチ

エック体制は非常に重要だと思っております。しっかりと体制を構築して臨んでいきたいと考えております。

2つ目、立入調査などの際に低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくようにということですが、低価格競争ということで、価格競争を全て否定できないものの、著しく低い価格での受注につきましては、ダンピングということになろうかなと思っておりますけれども、下請業者へのしわ寄せになりますし、技能労働者の賃金水準低下を招く原因となって、ひいては担い手の確保・育成を困難にするものであることから、大変重要な問題だと思っております。また、労務費を適切に確保して処遇改善に積極的な企業が競争上不利な立場に置かれてしまうことからダンピングはしっかり排除していくことが重要であると思っております。

このため、改正建設業法においても、既に何度か御説明しましたが、受発注者双方に著しく低い労務費による見積書の作成とか変更依頼を禁止したということがございます。また、受注者による工期ダンピングも禁止するというのでそういった規定が設けられましたので、近畿整備局といたしましても、これから建設業取引適正化推進期間などで説明会の開催なども予定されておりますし、モニタリング調査、これまでも行ってきたような調査がございますけれども、そういった調査とか建設Gメンの実地調査など様々な機会を通じまして低価格競争から質の競争へとマインドが変わっていただくように、適正な請負代金の設定とか適切な工期設定について周知徹底を図っていききたいと考えております。

3つ目に、こういったことを理解してもらえるように国のリーダーシップでぜひとも指導いただきたいということですが、これまで民間発注者に対しては我々も昨年度も民間発注者に対してのモニタリング調査、あと、商工会議所への周知活動を通じて適正な工期、適切な労務単価についての周知・啓発を行っているところです。

今年度におきましては、まさにこの法改正が行われましたので、先ほどの答えと重複いたしますけれども、こういった様々な機会を通して、より法改正の趣旨がちゃんと伝わるように、そして、適正な請負代金、工期設定の設定につながるようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

建政部は以上でございます。

【近畿地方整備局企画部 回答】

私のほうから3番の地方公共団体への周知の取組ということで御回答させていただきま
す。

お手元に建専連意見交換会参考資料でクレジットが「企画部」と書いてある資料がござ
いますでしょうか。そちらの8ページになりますが、「令和6年度近畿ブロック発注者協議
会の実施体制」とタイトルが打っているところを見ていただければと思います。真ん中の
ところにありますとおり、近畿ブロック発注者協議会ということで、国の関係する機関、
地方公共団体、政令市等が入った会議を持っておりまして、その中で、建設業に関わる
今回御提案いただいたことを含めまして、例えば平準化がどうなっているのか、発注形式
はどうしているのかといったことについて連絡体制、情報共有する会議を持っておりま
す。ですので、またこういった会議の場を通じまして今回御提案いただいた内容についても周
知をさせていただければと思います。

また、右のほうに府県ごと地域発注者協議会というものがございます。各県で国との会
議の中で情報提供したものについては、各府県ごとに管内の市町村の担当者と集まる会議
を持っていますので、そちらのほうでまた市町村にも下ろしていただくという形で市町村
含めて十分情報が行き渡るように取り組んでいきたいと思っております。

以上になります。

【建設産業専門団体連合会 意見】

今の各地方自治体への御説明の部分で、こういう協議会があるのは存じ上げているので
すけれども、実際本音のところを聞きますと、担当者はそういう通達なり来ると、ああ、
こういうことかと、ペーパーを置いてしまうと。それはなぜかという、議会承認を得な
ければいかないので、最近の議会で工事を発注するに当たって、何かそのようにコストが上
がるような要因についてはなかなか説明に回らないといけないとか、政治家の理解という
部分が非常に困難で困っていると。これは地場ゼネコンさんから全国回って行って同じよ
うなことが上がるのですね。ぜひともそこら辺のところは、マインドといいますか国とし
て賃金を上げていく方向でこれはやらないと駄目だというような熱い思いの部分を変えて
きつく通達なりお話ししていただければというお願いでございます。よろしくお願いま
す。

【近畿地方整備局企画部 回答】

本日いただいた御意見については、また改めてお伝えしたいと思います。私、実は1年ほど前までは県の土木部長をしております、事業費の関係でいきますと資材も上がっていますし原油も上がっていますから、どうしても全体の事業費自体を上げざるを得ない状況になっています。その辺は、私が県で感じている限りでは、議会の議員の先生も、建設業界だけではなくていろいろなものの価格が上がっている状況がありますので、昔に比べれば事業費等の上昇については御理解いただけることが多かったかなとは思いますが。また県のほうにも、当然事業費の改定も必要でしょうから、いろいろな形で現場の状況が適切に反映できるようにお願いしてまいります。

【近畿地方整備局 意見】

実態はこれ法律とかあれで決められている話なので、多分役所の人間は議員さんには説明はしやすいと思いますよ。なので、そこはそれがどういう意図で言われているのかちょっと分かりません。私も長野県の部長をやっていたけれども、ちゃんと説明がつく増額なので、増額変更にしても、あと制度の変更にしてもそうですが、そこは多分問題はないと思います。もしかすると自治体の職員の市町村とかでこういう変更するのをわざわざやるのが面倒くさいなと思っている人もいるかもしれませんけれども、それがこれからは違反になるので、やってもらわないといけないので。すみません。

【建設産業専門団体連合会 意見】

あえて申し上げさせていただいたのは、実例を1例挙げますけれども、仕事の繁忙期、忙しいエリアについてはまさにそういう上昇傾向でやらないかと。今回は構造的な賃上げの枠組みをつくっていただいた、そういうことだと思うのですね。でも、それが仕事が暇になったエリアで何が起きているかといいますと、市の発注工事で2,000万の見積りに対して70万ぐらいの法定福利費を内に書かせて950万出精値引きしている現場があるのです。これが実態なのです。

ですので、県ぐらいになるとそうかも分からないのですけれども、地方自治体、市町村レベルになるとなかなかそういうことの確認もできていないし、そういうエリアはそんな社会保険だのCCUSだの、ふざけるなという声がいまだにあるのです。ですので、あえてそういうことにならないように、県が主体になって市町村までしっかりとそれを落とすべく

れというようなお願いをしていただければと、あえてお願い申し上げました。すみません、よろしく申し上げます。

【近畿地方整備局 質問】

また後でもいいのですけれども、今の構図をもう一回説明してください。

【建設産業専門団体連合会 回答】

2,000 万で見積書を書いて 950 万の出精値引きなんですよ。これ以上は今のこの法律では考えられないわけですよ。半値になっているのです。それが税金を使った市の発注なのです。それが適正なのかという、それが今のこの法律だと思えるのですけれども。

何でそういうことになっているかと聞きますと、市、公共の発注で得た利益を民間工事は暇ですから民間の赤字の穴埋めをして支店のノルマを達成しているという、そういうエリアもありますので、ぜひともそのところは確認も含めてしていただきたいというお願いでございました。

【共通テーマ 2】

【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

【趣旨】

予算決算及び会計令第 80 条第 2 項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されました

が、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

【関西鉄筋工業協同組合 要望】

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料、建設物価や積算資料等を参考に適正に行われていると思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに、労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応、最新の取引価格の適正な反映等をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

以上です。

【近畿地方整備局企画部 回答】

企画部のほうから、今回工事の適切な積算の話とダンピング対策ということで2点あったかと思いますが、まず前者のほうでいきますと、営繕を除いた直轄工事についてお答えさせていただきます。

まず、適切な積算の対応についてということですが、これにつきましては、直轄の土木関係の工事については積算基準がございますので、それに基づいて予定価格を設定して、資材単価についてもそのときの入札時の最新単価を用いてまずは発注しているという状況でございます。発注後に当たっても、御承知かと思いますが、資材等が急激に上がっている場合は、スライド条項というものを契約の中で設けていますので、急激な物価変動につきましては、請負代金が不相当になると判断されたときには協議をしまして請負代金の変更を請求していただいて変更手続を取っているという状況でございます。

2点目のダンピング、最低制限価格、調査基準価格が必ずしも十分労務費等の確保に寄与していなかったのではないかとということで、これも御承知かと思いますが、先ほどの企画部の参考資料のほうにもつけておりますが、11ページになりますけれども、「ダンピング対策で入札価格調査基準の改定」ということでございます。低入札価格につきましては、直轄工事では1,000万円以上の工事について低入札調査基準価格を設けることとしております。この価格につきましては、ダンピング受注の防止を図るという観点から適宜見直すことになっておりまして、これまでも最近の経費の動向調査をやって、その結果に基づいて適宜見直しをしてきているところでございます。

左側の28年から、最新の改定が令和4年4月に行われましたが、必要な調査を行って、最新の価格で例えば令和4年4月には一般管理費を0.55から0.68と変更しているところでございます。また、工事の契約の中でも施工体制確認型総合評価落札方式を導入しまして施工体制を確認させていただいた上で発注しておりますので、引き続きこういった制度も活用しながらダンピング受注の防止を図っていきたいと思っております。

【近畿地方整備局営繕部 回答】

私ども営繕工事、主に建築工事を発注しておる部隊でございます。同じく問1、問2についてお答えさせていただきます。

我々官庁営繕工事では、御存じのように公共建築工事積算基準に基づいて積算を適正にしております。あと、昨今いろいろ価格が上がっておりますので、我々も発注前にさらに必要な見積り等を取り直して、より最新の価格で発注に努めております。これまでも取り組んでおりますが、これからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。また、御存じのように、請負契約後もスライド条項等を設けておりますし、必要に応じて請負代金が不相当となった場合は受発注者間協議をしてしっかり変更等も対応しておりますので、引き続きそれについても我々しっかり取り組んでまいりたいと思っております。また、先ほど企画部長からありましたように、調査基準とか、これは我々土木と全く同じ運用をしておりますので、企画部長が答えたとおりでございますが、営繕の工事においてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

【近畿地方整備局建政部 回答】

まず、最初の問いの適切な積算への対応ということで、特に民間工事ですけれども、国のほうからも民間発注者団体に対して、労務費、法定福利費等の必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結することとか、元請業者によるダンピング受注は建設業の担い手の確保・育成を困難とするものであることから、その防止に配慮いただくこと、それから、物価・賃金等の変動を利用とする請負代金の変更に関する協議について柔軟に対応していただくことということで、今年の2月に建設不動産業局のほうから発注者団体に要請を行っているところでございます。また、公共発注者に対しましても同様に通知という形で要請を行っていきまして、市場における労務の取引価格等の的確に反映した積算により予定価格を適切に定めなければならないことを踏まえ、新労務単価の速やかな活用に努めるよう要請を行っているところでございます。

このように、できる限り最新のもので積算をということで、こちらからも要請を行っておりますが、それに加えまして、やはり資材高騰などといったことが実際に起こった場合に、その契約をちゃんと変更できるという形にしたのが今回の法改正だと思っておりますので、説明が重なるかもしれませんが、リスク情報を受注者から発注者に対して提供するように義務をして、それに対して実際にそういうことが生じた場合には、変更の協議に誠実に応じていただくというルールができたということでございます。こういったところで、この部分については建設Gメンでしっかり実地調査をしていくことにもなっておりますので、我々もそこはしっかりチェックをするようにしていきたいと思っております。

もう1つの問いで、調査基準価格、最低制限価格の設定ということですが、こちらについては、公共発注者に対する要請の中で、先ほど御説明した要請のところですが、入札契約適正化法においてダンピング受注の防止が規定されていることなどを踏まえまして、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めることを要請しているところでございます。引き続き建政部としても働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

【共通テーマ3】

【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

- ・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分が見えづらく分からない。
- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが見えてこない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

【近畿建設躯体工業協同組合 要望】

よろしくお願いたします。国交省様の御指導の下、キャリアアップシステムですけれども、技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録して技能者の公正な評価ということがメインで建設キャリアアップシステムの運用が始まっていると私は認識しておりますけれども、まずは1点ですが、システム自体が現在建設業界向けのシステムが散在しておりまして、元請総合工事業者ごとに使い分けをしなければならない状況になっておりますということで、このページの1枚裏ページに、約16種類ということで、こういうシステムが

ございます。

技能者の登録を行うに当たって、システムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならない、事務的な省力化を図る上で大きな妨げとなっておるので、各種システムの統一的運用を望んでおりますということが1点です。また、各種システムの運用に関して、次のような課題があり御認識をお伺いしたいと思います。1から大体6項目ございます。

まず、キャリアアップシステムに登録の時間を費やして行っているが、現状メリットとなる部分が実際はつきりと分からない。

2番目、登録で完結ではなく、登録情報の変更・更新等の管理に時間、人件費がかかる。

3番目、初回登録料以外にも更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかります。

4番目、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが実際今現在何も見えておりません。

5番目、設計労務単価に反映されていない。1から4ということで色分けのカードがあるのですけれども、その辺で設計労務単価には何も表記されていないということです。

6番目、CCUSカードを所持していたら資格者証の携帯が不要にならないかというお願いですけれども、そういう部分で多少法改正が必要かも分からないのですが、どうでしょうかということ。例としては、カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が今後表示されるということになってもらえればありがたいなと思います。

あと、マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れないと。当社だけの話ですけれども、うちも協力業者が20社ほどおりまして、一社一社で見れば5人10人の会社の人間にこの登録をその事業主に全部任せるとするのはなかなかできないので、当社で代理として1人担当者をつけてやっております。当然そういう部分の人件費等も多大にかかっておりますけれども、そういう部分が全然表されていないというのが現状なので、その辺の御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【近畿地方整備局建政部 回答】

建政部でございます。

まず、システムの統一的な運用をというお話でございました。CCUSにつきましては、官民一体で取組を進めた結果、登録技能者数が140万人を超えて、また、事業者登録においても約26万社が登録を行っておりまして、一定の登録をされるようになってきたのか

など見ております。現場管理の省力化に資するものとしてCCUSと民間のシステム間の連携は強化していかないといけないと認識しております。御指摘のとおり現状効率化の面で十分なものはなっていないということで、CCUSに入力した情報を再度民間のシステムに入力する必要があるということで御不便をおかけしていることを承知しております。

このため、改善の一環として下請業者の方々書類作成のため同じ情報を繰り返し入力している作業を効率化できるように、下請業者が安全書類をシステム上で作成する場合、技能者の氏名や資格等の情報についてはCCUSとの情報連携により改めて入力せずともCCUSのシステムから取得できるように具体化に向けた検討を進めていると伺っております。

また、建設キャリアアップシステム運営協議会における2024年度の事業計画におきまして、API事業者との間でCCUSに登録された技能者基本情報等の共同利用の実施ということで、次期システム更新も見据えつつ、共同利用するデータ項目等がAPI事業者が共同利用できるデータの範囲、データの受渡しなどの頻度や方法などについて、API事業者連絡会議を年2回開催いたしまして、API事業者とAPI事業者との契約者との検討を進める方針が示されているところでございます。システムの統一的運用は非常に重要な課題であるということを確認しております、このように取り組んでいるということをお報告させていただきたいと思っております。

また、メリットとなる部分がないということも幾つか御指摘をいただきました。1つ1つお答えできるかは分かりませんが、CCUSにつきましては、技能者の経験と能力の履歴を蓄積することによりまして、経験・能力に応じたステップをレベル分けし、賃金の目安となるレベル別の年収目安を示していくということで、これは技能者の人生プランを若者にも目に見える形で提示することが可能になるということで、また、こういった能力評価は技能者個人だけではなくて能力の高い技能者を多く抱えている専門工業者が適正に施工能力を評価されるということにもつながるものと考えております。

一方で、なかなかメリットが感じられないという御批判もよく受けるところでございまして、その点は重々承知をしているところでございます。CCUSへの登録をかなり増やすために頑張ってきたわけですが、一定の割合まで増加してきた現状におきましては、技能者と事業者双方にメリットが実感できるような取組を一層充実させていくことが非常に重要になってきている段階だと認識しております。

国土交通省におきましても、事業者のメリットの拡充に向けて、まず、昨年補正予算を

活用し、全建統一様式に応じた施工体制台帳や作業員名簿をCCUS上で作成し、公共発注者に提出できるようにシステム改修を行って、昨年の9月に実装されたこと、あと、建退共の電子申請方式の導入に伴いまして、CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化につなげるという取組、また、先ほどお話しいただきましたけれども、CCUSに登録されている資格者証の画像をアプリに表示させてスマホ1つで資格者証等の携行が完結できるような対応を進めているとも聞いております。そのほか、安全衛生法の技能講習修了証についてもCCUSと連携させることで携行義務を緩和できないか検討を進める予定と伺っております。

このように、幾つか事務の効率化に向けて取組を進めているところでございますけれども、ただ、抜本的にはCCUSについては処遇改善と結びつけることが根本的なところかなと思います。その点では、今回の法改正で規定されることになりました中建審により作成・勧告される労務費の基準との関係の整理が非常に重要になると考えておりまして、先日国交省からCCUSの利用拡大に向けた3か年計画ということで6月に提示されておりますけれども、その資料の中にも、CCUSと標準労務費との関係をどう整理するかということが1つテーマとして挙がっているところでございます。

これについてはしばらく議論を待つ必要があると思っておりますけれども、CCUSに関する様々な課題については国交省としても認識しておりまして、今後もメリットの拡充やより利用しやすい環境整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただけるようお願い申し上げます。

建政部としては以上でございます。

【独自テーマ1】

【議題】

働き方改革の公共工事と民間工事の進展ギャップについて

【趣旨】

土木分野（公共工事）においてはキャリアアップシステム加入促進、4週8休閉所など進展が感じられるが、建築分野（民間工事）では土木と比較して遅れている現状です。建設業界全体の従事者の70%以上を占める建築分野（民間工事）で働き方改革を進展するための具体的施策をお聞かせ願いたい。

【近畿建設躯体工業協同組合 要望】

本日の冒頭、長谷川局長様からの御挨拶の中で、民間についてもこれから指導していくという御挨拶をいただきましたので、私の要望事項の中の半分はお答えをいただいたと感じておりますが、あえて現状をちょっとお話ししてみたいと思います。

例えば働き方改革における4週8閉所、それから、キャリアアップシステムの加入促進といったことについては、私は土木分野については加入率も上がってきているし4週8閉所の現場も増えてきているということは実感しております。ところが、土木の現場で土曜日休んだらその職人はどこへ行くか。建築の現場へ応援に行くのですよ。これは例えば大工さんにしてもとびにしてもそういったことが頻繁に見受けられます。ということは、まだまだ民間工事の特に建築の分野においては、この4週8閉所あるいはキャリアアップシステムの加入といったことが進んでいないと感じております。

ですから、長谷川局長の民間も指導していくということですが、民間への指導で何か手立てはありますか。僕はなかなか難しいと思うのです。公共工事であっても、例は悪いですが、例えば国交省の直轄工事であれば、今国交省が指導されていることというのはもう9割方恐らく推進されているであろうと。県へ行くとこれが4割か5割、市へ行くとほとんどゼロです。例えば市の仕事でキャリアアップシステムという言葉聞いたことがありません。こういうことが現状なのですね。それがなおかつ民間にこれを指導していくということになるとなかなか難しいなと私は感じています。

ところが、建設業界で働く職人さん方はやはり民間工事のほうが圧倒的に多いのです。これは地場の小さな工務店も含めて、働いている人たちの割合は圧倒的に多いといったことで、どんな手立てでこれから指導されていくのか。あるいは我々ができる努力というのはどういうことかなということを私も考えているのですけれども、なかなか難しくて答えは出ません。ですから、そういったことで、業者としてはこういうことをしたらどうやとかいような御意見があれば今日はちょっとお聞きしたいなと思っています。

もう1つは、今度この3月の法改正でいろいろと法律が変えられて、これからこういったことがもっと進められていこうとは感じているのですけれども、私はこれほとんど対象が元請さんになっていると感じます。我々は下請業者なのです。一旦そこでワンクッション置きますから、それを我々のほうで我々の要望に近いことをやっていくということになるともっと具体的な施策が必要ではないかと思っております。

以上です。

【近畿地方整備局建政部 回答】

御説明ありがとうございました。民間工事について適正な工期をと、4週8閉所とかそういうお話がございましたけれども、民間工事の働き方改革をどう進展させるかということだと思います。非常に民間工事が多いというお話でしたけれども、そこは私どもも認識しておりまして、7割ぐらいが実は民間工事だというようなお話もございます。ですので、こういった民間工事においても、国交省の今回の法改正の各種取組も含めて可能な限り浸透させていかないといけないと考えているところでございます。

まず、今年度から時間外労働の上限規制の適用が始まっております。この適用を見据えて、今年の3月には発注者側も遵守が必要となる工期に関する基準の改正が行われております。発注者側は受注者側の月平均30時間という時間外労働規制を遵守可能な工期設定に協力しなくてはならないことが規定されました。規制違反を助長しないような十分な留意が必要ということも明記されております。こういった基準に基づきまして、さらに今回建設業法の改正によって、適正な工期設定については建設Gメンといった調査の対象にもなっているというところでございます。ですので、なかなか厳しい状況はあるのかもしれませんが、まず工期の基準としてしっかり示されたことと、それに対してしっかり調査をかけていくということも含めて、国としてはそういう対応をしていくことになるかと思っております。

また、民間のほうでは、そこはまずは元請さんがしっかり対応すべきということになるのかもしれませんが、こういった上限規制が始まっているということ、あと適正な工期設定をしなくてはならないということで、発注者の方としっかり交渉していただくべきことだと思うのですが、その上で、もしなかなか違反とかが厳しい場合、ホットラインとかそういったものも整備局のほうでは用意しておりますので、通報とかといったことによって我々が調査に入ると、そういうルートもありますので、しっかり交渉していただきたいと思っております。

以上でございます。

【近畿建設軀体工業協同組合 質問】

もし立入検査されるのなら、民間工事中心にどんどん検査されたらいかがですかね。

【近畿地方整備局建政部 回答】

すみません、実際に今、立入検査のときに、民間か公共かというその割合まで今すぐに確認はできないのですけれども、そういった視点もしっかりと受け止めて検討させていただきたいと思います。

【近畿建設躯体工業協同組合 要望】

ただ、感触としては非常に温度差があるということを御理解いただきたいなと思います。官公庁でも、例えば国交省が水割りと言えばウイスキーが9割、水1割、県だったらウイスキーが3割、水7割、市なら全部水だというぐらい温度差があるということをちょっと御理解いただきたいなと。民間はもっとですよ。そんなもの、キャリアアップシステムだとか働き方関係なく、要は仕上げて幾ら、いつまでに仕上げてくれるところに発注すると言われたら、ゼネコンは全部行きますからね。その辺のところも御理解いただきたいなと思います。

以上です。

【近畿地方整備局建政部 回答】

そういう状況だということをしっかり受け止めて、我々としても改正された建設業法の趣旨も含めて適正な工期設定とか請負契約の適正化についてしっかりと働きかけていきたいと思っております。

【建設産業専門団体連合会 意見】

すみません、今のお話ですけれども、民間工事も対象になっていますし、入られると思うのですけれども、やられるのは我々ですからね。元請さんではないので。ですので、我々がやられますよということを勇気を持って元請さんに言っていくしかないと思うのですよ。これ以上残業したらこの工期ではうちがやられますと。うちの名前は出ずに元請さんの名前が出ますよ、コンプライアンス違反になりますよと。その法的な違反の基準を今回業法改正でつくっていただいたと思うので、我々が努力してそれを使って元請さんの理解を得ていくような活動に切り替えていかないといけない時期なのかなと感じます。よろしくお願ひします。

【独自テーマ2】

【議題】

基幹技能者の活用について

【趣旨】

登録基幹技能者の常駐を求める案件が少ない。登録基幹技能者常駐規定は地場ゼネコンが受注するような案件では見受けられるが、大手ゼネコンが受注する案件ではほとんど常駐を求められておらず、特に民間建築工事では基幹技能者の活用がされていない。キャリアアップシステム登録のための資格ではなく、活用することが本来の目的で、活用することで技能者の処遇改善にもつなげるべきと考えるが、国交省のお考えをいただきたい。

【近畿建設躯体工業協同組合 要望】

引き続きお願いします。キャリアアップシステムの登録とか、今そういったことで我々の業界自体も物すごく変化が出てくる時代だと理解をしております。ところが、従来から登録基幹技能者の常駐を求めるというような案件を、国交省の出される仕事の中でもいろいろございました。ところが、処遇改善にはいろいろあると思うのです。毎年挙げていただいている労務費の単価アップもそうでしょうし、逆に職人の付加価値を高めることによって処遇改善していくことも1つの材料だと思います。総合的にいろいろな手立てを絡めて使って職人の処遇を改善していくということを施策にしないといけないと思うのですが、その1つの中に登録基幹技能者のもっと付加価値をつけるためには常駐を求めるぐらいのことをしてほしいと、ここ恐らく10年ぐらい前からずっとお願いをしているのです。

その中で、国交省の出される案件の中にもそういうことが入札の条件になっていることもありますが、これが国交省の大体Cランクぐらいの業者さんの対応の工事で見受けられるのですが、我々の得意先であるいわゆる大手と言われるようなゼネコンさんの受注される案件では出てこないのです。これはWTOとかいろいろほかの問題があるかと思うのですが、これを何とか一般の大手ゼネコンさんが受注されるような案件の中にもこういったことが組み込みできないかなど。そんなことで、WTOとかいろいろな入札のための条件があるでしょうけれども、何かできないものかなと思います。

というのは、私たちは登録基幹技能者を抱えておっても登録基幹技能者をつけてくれ、常駐させてくれという要求がないのです。ところが、案件が出てみたら、2億3億あるい

は 10 億ぐらいまでの案件の中にはそういう登録基幹技能者の常駐を求める、あるいは加点するといったようなことで出件はされているのです。ところが、これも先ほどと一緒に、県の仕事では余りそんなことがないのです。市ならもっとないというような状況だし、民間工事でもこういうことがないのですね。ですから、これは以前からお願いして、例えば建築であれば設計の中にこういうことの組み込みを僕はできると思うのですよ。そういう指導を何とかしてもらえないかなということをお願いしたいなと思います。

以上です。

【近畿地方整備局企画部 回答】

では、私のほうから、直轄工事というか、そちらのほうの関係についてお答えさせていただきます。

今、ありましたけれども、大きな工事についてはいろいろな制限もあってなかなか明確に明示しているわけではないのですが、一般的に総合評価の中では、施工能力評価型の企業の能力評価の中で、登録基幹技能者を含みます現場従事の技能者等を配置する場合には加点をしているのが一般的な扱いになっています。

それと、近畿は独自にですけれども、先ほどの企画部の資料の一番最後の 13 ページを見ていただきますと、これも御希望のやつとはちょっと違って 3 億円未満の小さめの工事になりますけれども、現場従事技能者評価タイプで試行させていただいておまして、これは何かといいますと、現場従事技能者の方を最大 4 名配置していただくと、4 掛ける 5 点で 20 点加点をさせていただくと。最大 25 点の企業の施工能力の中で 20 点配置をするということで、かなりウエートが大きいものになりますので、こういったものを試行させていただきながら技能者の方の状況をしっかり活用させていただいて工事のほうにも反映させていただくという形を取っております。

全体的なところでは CCUS をどう活用していくかということと工事の直轄発注のほうがリンクしてくると思いますので、そちらのほうの CCUS をどのように活用していくかの議論も含めて今後全体的な議論は国交省全体としてやっていく必要があるかなとは思っております。

私からは以上になります。

【近畿地方整備局営繕部 回答】

同じく営繕部の工事でございます。先ほどWTOとかそういうのはなかなか申し訳ないのですが、今でも土木と同じように、我々も総合評価では配置の加点の対象という形になっておりまして、それを活用することで、受注後はもし配置していただければ工期の全期間で配置をするということをお求めておりまして、それが工事の品質にもつながるとは認識しております。今日いろいろと御要望をいただきましたが、制度全体、近畿だけでは決められないところもございますので、いかに登録基幹技能者を活用するかということについては引き続き検討したいと思っておりますし、全体の中でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上でございます。

【近畿地方整備局建政部 回答】

民間工事については建政部からということになるのですが、登録基幹技能者につきましては、持っておられる熟達した作業能力とか豊富な知識・経験、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備えた技能者ということで、その工事の品質、コスト、安全などへの貢献とともに技能労働者の目標としての活躍が期待されていると考えておりまして、これは民間工事も含めてということになろうと思っております。

建設業振興基金の令和6年度事業計画におきましても登録基幹技能者のさらなる普及・活用を目指して周知活動を行い、発注者及び元請企業における活用の拡大を図るということをお言われております。民間工事ですので加点をするということは、そういう仕組みはないですし、何か配置を義務づけるみたいなこともなかなか難しいのかなとは正直思いますけれども、いかに持っている能力が評価されて、それが見えるようにすることが大事ではないかと思っております。CCUSの活用の一環として施工能力が見える化するということでございますけれども、こういったところで登録基幹技能者の方々が持っておられる技能がしっかりと評価されることにつなげていく必要があると思います。

先ほど処遇改善とどうつなげるか、そこは抜本的に課題だと申し上げましたし、その議論と絡んでくると思うのですが、そこでCCUSが実際に処遇改善につながるようにして、それで登録基幹技能者がしっかりと評価されるということを構築していかないといけないのだろうと思っております。国交省としても能力評価をしっかり着実に進めながら登録基幹技能者の認知度の向上にも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【近畿建設軀体工業協同組合 質問】

我々の直接の得意先であるゼネコンさんが例えばキャリアアップシステムをもっと活用するとか、登録基幹技能者というものをもっと活用するというような意識が薄いのですわ。これちょっとその辺のところが歯がゆいのですよ。そういうところをもっと役所から指導してもらえるとすることはできますよね。ゼネコンに対して指導はできますよね。

【近畿地方整備局建政部 回答】

その指導ということが言葉として適切かどうかちょっと分かりませんが、そういった適切な評価をしていただけるように認知度を向上させるということだと思っております。ですので、そういった御要望があるということもしっかりと我々もまた本省とも共有したいと思っております。

【近畿建設軀体工業協同組合 質問】

一部お話が出ていましたけれども、国交省の積算基準、これ歩掛りを何年かに1回は見直すということはされていますでしょうか。それからもう1つは、例えば最近のように非常に暑さが厳しい折というのは職人の歩掛りが随分落ちます。国交省の積算基準の中に何度以上暑いときには設計変更の対象にするというようなたしか項目があったかと思うのです。我々ゼネコンさんから、暑い日が続くさかいに例えば単価100円で決めておいたものをこの期間だけ110円にするというような話は1回も聞いたことがないです。

ですから、年々作業員の能力というのは全体に落ちていっているとは思いますが、それも含めて歩掛りの見直しを何年かに1回はされているのかな、そこのところが一番、労務費を上げていただくことも大事なことですけれども、労務費を何ぼ上げていただいても歩掛りが今の職人だったら0.5しかできないような歩掛りであれば、少々単価を上げていただいても間に合わんというのが現実なのです。

こういう暑い時期には、1つの例を言えば、ゼネコンはこういう指導をします。何度以上だから50分に1回休憩しろと言うのですよ。50分に1回休憩といたら小学生の授業時間です。1回休憩しとったら、それに昼の休憩が1時間、とても8時間労働ではないのですよ、現実は。ですから、歩掛りはどんどん落ちていっています。そういったことを何か設計単価に反映できているのかということと、何年間もずっと僕は歩掛りは一緒だなど

思っているのですけれども、そういったことの多少見直しはされているのでしょうか。そういったことをちょっとお聞きしたいのですが。

【近畿地方整備局企画部 回答】

適宜現場の実態を把握させていただいてはいると思います。結果的に歩掛りまで改定しているかどうかはありますけれども、工期の話も当然ありますけれども、暑さ対策の経費の部分も含めて実態は把握させていただきながら必要な改定はしているかと思いますが、もし業界団体としてそういう状況が顕著に見られるのであれば、具体的な項目だったり内容をまた挙げていただいて、それに対して我々としてもしっかり対応していく形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【近畿地方整備局企画部 回答】

企画部で技術管理課長をしている本田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

歩掛り改定につきましては、まず定期的にモニタリング調査をかけています。そういう中で変動が大きいものについては、次の年に実態調査という本格調査に移行しているというところで、定期的にそのような実態を把握しながら変動の大きいものについて歩掛り改定というところに進んでおります。

また、熱中症については、歩掛りという作業効率の部分については、若干そこままだまだ十分反映できているかどうかは即答はしかねますが、工期算定におきましては、当然WBG Tの危険という部分については不稼働係数に加味して工期算定しておりますし、現場の皆さんで熱中症対策費が元請さんのほうでいろいろ対策を取られる部分の経費については環境改善向上費という費用で別建てして積算の予定価格のほうに反映させていただいているというのが土木における実態でございます。

【建設産業専門団体連合会 意見】

団体としてそういうのがあれば調査をとということだったと思うのですけれども、その調査はやはり夏場だけの調査とかいうのはちょっと難しいと思うので、総工期において、その工事においての歩掛り調査をされていると思うのですね。ですので、それが何年か続いて暑さが顕著に暑くなってきたから全体として下がっているなというような傾向を見て出す方向なのかなと、今のお話だけでいくと。

事務局長のほうに、技調なり、調査をして何年かグラフみたいなものを一回つくってまた御報告させていただきます。

【近畿地方整備局 意見】

すみません、せつかくの機会なので、今の話と全然違う話ですが、今日のこの議論、担い手3法を変えて、ちゃんと働き方改革なり賃金の支払いなりを進めていかなければいけないという、これはまさにやらなければいけないし、特に民間の工事が大変だということで、それはGメンも含めてどれだけできるかというのがあるのですけれども、その話とは別にもう一個視点があるというのは、これは皆さんへのお願いというか、この観点とは別に、もう1つ軸があって、それは予算の確保なのです。

公共事業全体で見ると、今当初予算で6.1兆でずっと変わっていないです。6兆、6.1兆。そこに国土強靱化の5か年加速化対策ということでお金を積んでいて、それが今年の11月ぐらいに5か年の最終年がまず決まるというのと、佐藤先生とか足立先生にやっていただいた去年の国土強靱化基本法改正の新しい計画をつくらなければいけない。それが多分秋頃に大きなあれになっていくのですよ。

次の計画で、例えば今の計画は5か年15兆ですけれども、皆さん今この国土強靱化の予算がないと。予算があって、先ほど言った当初予算6兆に対してそれが上乘せされて8兆円ぐらいで、それが平成15年とか16年とかいうレベルでやっと今一緒になっている状態ですけれども、他方、平成25年から労務単価を当然上げているわけですね。上げていつている、資材も高騰していると。何が起きているかという、予算が変わっていないので工事量が減っているのです。要するに1件当たりの工事費が高くなっているから発注件数が減っているわけです。

そう考えると、業界全体でいくと労務単価を上げたことによって経営が楽になっているわけではなくて、受注したら利益が出るかもしれない、でも、受注しない確率が増えているのです。なので、全体としては何もよくなっていないはずなのにもかかわらず、労働者の給料を増やせと皆さん言われているのです。なので、本当は労務単価を上げるならそれに見合った予算も増やしていかないと経営がどんどん苦しくなるだけではないかというのが僕の意見なのです。

なので、これは業界全体としてですけれども、25年から12年連続で労務単価も上げてきたけれども、では、その影響で何が起きているかという、経営が決してよくなってい

るわけではないのに全体のパイはもう決まってしまうのですね。そのパイを皆さんで分け合っているだけなのです。単価を上げているのだから給料を上げろと言われてたら、全体で見ると多分経営が苦しくなってしまうのですよ。その分だけ予算を増やさないと。だから、そろそろなのですけれども、今先ほど申し上げた秋に次の法定計画、国土強靱化の実施中期計画を秋に策定する、これから山場を迎えていくので、そこで次は5年 15兆ではなくてもっと増やしてくれ、それも併せてやってくれということをぜひ声を上げていただきたいというのが私からのお願いです。

これは本来我々が財務省に対して言うべきですけれども、我々が言っただけでは力が全然足らないので、ぜひそこも、労務単価が上がったり資材も高騰しているという全体のこの中で給料をちゃんと払っていくためには、どうしても全体を上げてくれないと業界としてはうまくいかないのだというふうに言っていただけると非常に助かるなど。お互いそこら辺は同じ業界でやっていますので、ぜひ協力いただければありがたいなと思います。

【建設産業専門団体連合会 意見】

今、日建連さんがそれを相当頑張って声を上げておられるのですけれども、予算の確保について4団体と総理のときも言われていましたし、昨日見坂さんにも、まず、もう佐藤さんは引退されるので財務省とのやりとりを頑張ってくださいというお願いをしました。ただ、我々の課題というのが担い手が来ない、人が足りなくなっていく。片やちょっと矛盾しているところもございまして、予算の確保でもっともっと仕事を出してくれ、人は足りているということを財務省に納得してもらわないといけないという、その矛盾のはざまに今いろいろな話を、間に入っているところではあるのです。

ただ、我々とするとはやはり担い手確保で賃金を上げていって来てもらえるようにしないとイケない。この間なんか新潟へ行って北陸地整との意見交換会で、高卒に35万出しても1人も来ませんという現実なのです。大阪でもとびで30万出しているけども、1人も来なかったです。だから、お金だけではないみたいなことが要因としてありまして、今局長がおっしゃられた予算の確保、やはりそこが上がっていかないと建設業は取り合いになってよくならないとおっしゃるのもよく分かりますので、そこは日建連、全建と調整をしながら役割分担を考えながら声を大きく出していききたいなと思います。